

軽油引取税の税率が

令和8年4月1日から

1kL 当たり 15,000円 (15円/L)

になります。

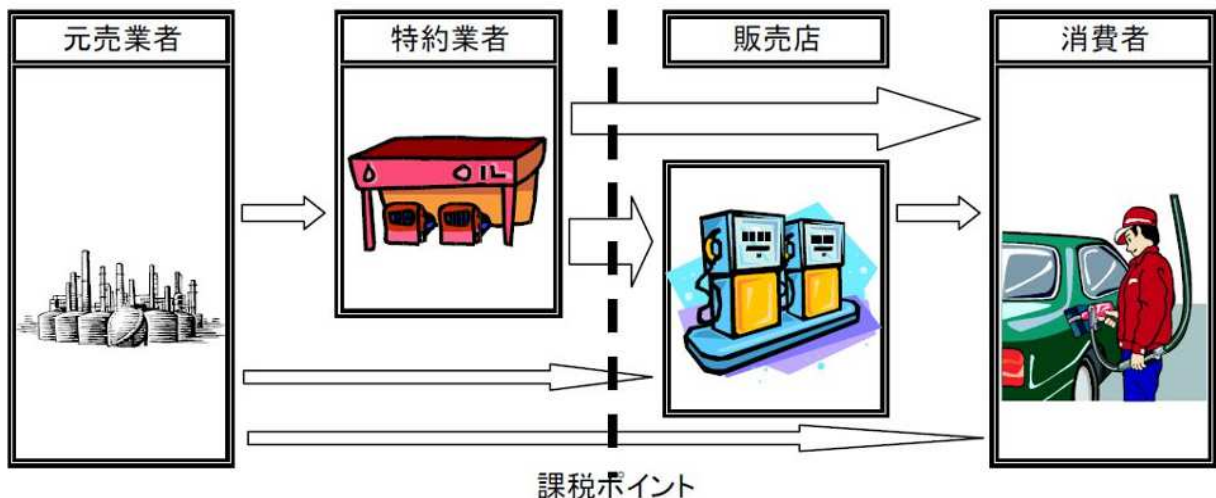
軽油引取税の当分の間税率は、1kL当たり32,100円(32.1円/L)ですが、令和8年4月1日に廃止されます。

このため、令和8年4月1日以降は、軽油引取税の税率が1kL当たり15,000円(15円/L)になります。

いつから税率が変わるのですか？

特約店などの特別徴収義務者が、実際に軽油を納入した時点における税率が適用されますので、4月1日以降に納入する軽油から1kLあたり15,000円(15円/L)の税率が適用されます。

ただし、実際の店頭での販売時には、3月中の課税済在庫もあることから、必ず15円/Lになるとは限りません。



免税証等の取扱いはどうなりますか？

免税軽油の制度についての変更はありません。

免税軽油を使用されている皆様は、従前どおり免税証、免税軽油を使用できます。

特別徴収義務者は、免税証の受取り時点に関わらず、実際に免税軽油を納入した月分における納入申告書に添付してください。納入した月と異なる月分（翌月分等）への添付は認められませんので、ご注意ください。

特別徴収義務者の申告書の作成について

3月に納入した軽油については、1kL当たり32,100円(32.1円/L)の税率が適用され、4月末日までに申告納入することとなります。

また、4月1日以降に納入した軽油については、その時点の税率が適用されるため、1kL当たり15,000円(15円/L)を特別徴収した上、例えば4月納入分については5月末日まで(令和8年にあつては6月1日まで)に申告納入を行ってください。

その他に注意しておくことはありますか？

販売業者の皆様におかれましては、税率の変更に伴い、各月における軽油の取扱数量(仕入、販売、在庫等)について、後日確認調査を行う場合がありますので、適正な申告納入、帳簿の記載・保存をお願いします。